

「会津若松市神明通り駐車帯整備検討会」

ニューズレター 令和2年4月

「会津若松市神明通り駐車帯整備検討会」を開催しました

神明通りにおいて、タクシー待機や荷下ろし車両の停車についてのルールが定められていないため、駐車禁止区間に無秩序に停車して一般の交通に支障をきたしています。沿道の商店街から苦情が出ていることから、警察が改善の指導を行っているのが現状です。

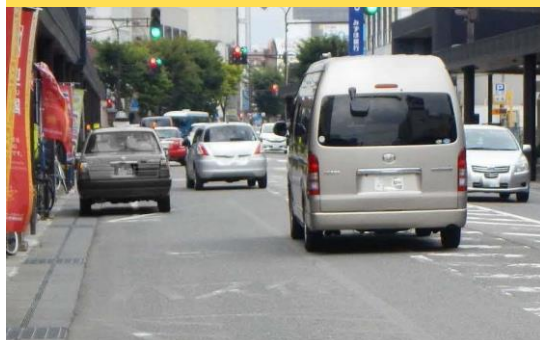
福島県会津若松建設事務所では、神明通り（国道118号）の安全かつ快適な交通確保のため、「会津若松市神明通り駐車帯整備検討会」を開催し、駐車帯の設置及び利用計画についての話し合いを行いました。

- 開催日 令和元年9月5日、令和元年10月18日
- 参加者 神明通り及び会津若松市役所通り商店街の代表者、神明通り行政区長、会津若松ハイヤー営業会、会津乗合自動車株式会社、会津若松警察署、会津若松市、福島県

検討会の様子



タクシーの停車状況



荷下ろし中のトラック



タクシー及び荷下ろし車両の駐車帯設置について

神明通りの交通状況を改善するために意見交換を行った結果、**タクシーと荷下ろし車両のみが駐車可能となる駐車帯を設置することになりました。**

なお、道路の構造上、設置可能な箇所は下記記載の3箇所に限定されます。

（裏面「駐車帯設置箇所略図」参照）

駐車帯設置箇所①



太陽堂時計店様前

駐車帯設置箇所②



ワタナベ花店様前

駐車帯設置箇所③



趣味の店キムラ様前

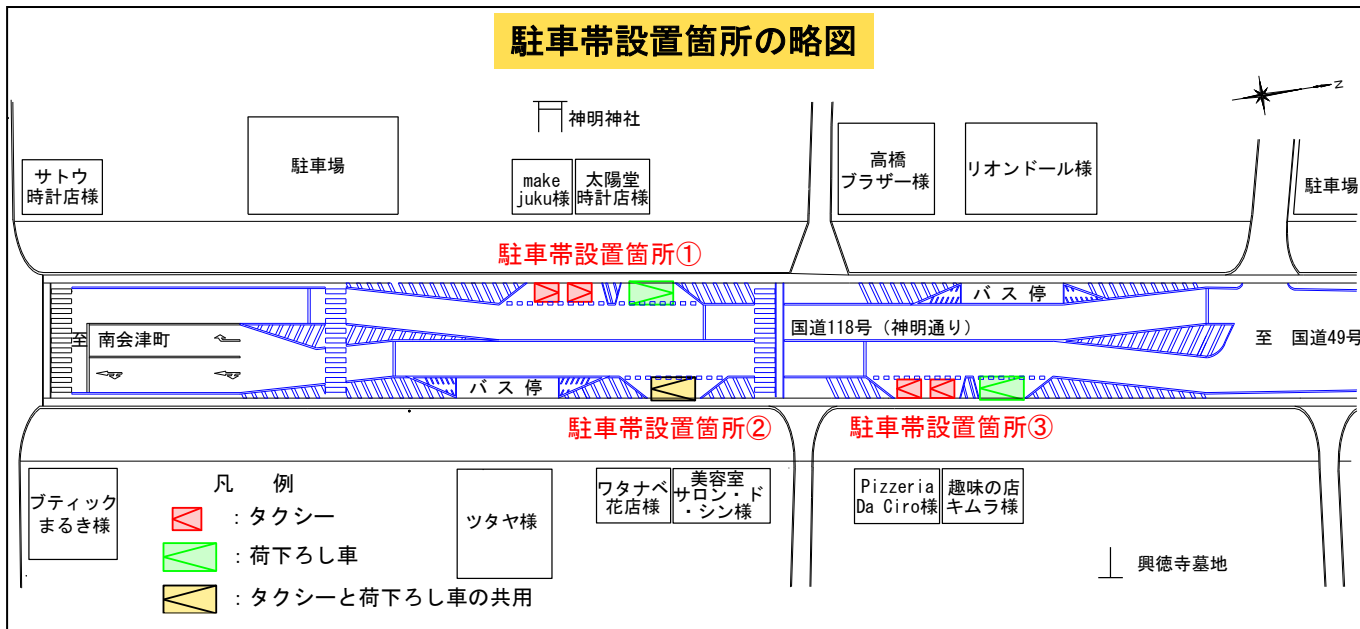
この3箇所に、現在の中央帯ゼブラを無くし、路側に幅員2.5mの駐車帯を整備いたします。

駐車帯の利用方法について

設置する駐車帯の利用方法（タクシーと荷下ろし車の利用場所や利用時間帯等）について検討した結果、下記のとおりとなりました。

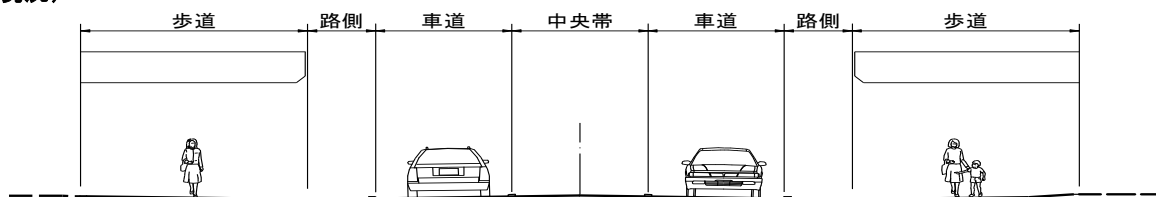
- (1) 荷下ろし車の利用時間帯は、8時から18時までとする。
- (2) タクシーは終日の利用を可能とする。
- (3) 8時から18時の間は、タクシーと荷下ろし車が利用する場所を区分する。
- (4) 駐車帯設置箇所②は、タクシーと荷下ろし車の共用の場所とする
- (5) 18時から翌8時の間は、全ての場所についてタクシーの駐車を可能とする。

駐車帯設置箇所の略図

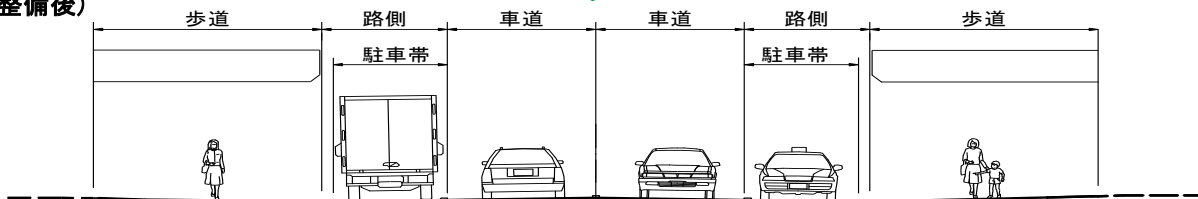


横断図

(現況)



(整備後)



神明通りに設置される駐車帯はタクシーと荷下ろし車のみが駐車できる場所で、一般車両は駐車することはできません。荷下ろし車両の駐車スペースは、荷物が大きくて、ある程度の時間をかけないと荷物の搬入ができないような作業を行う時にご利用いただく場所になります。

事業について

事業につきましては、令和2年度に着手いたします。

なお、具体的な工事の実施時期や実施方法については、決まり次第お知らせいたします。神明通りの交通状況がより安全で快適なものとなりますよう、ご協力おねがいたします。

ご意見・お問い合わせは



福島県会津若松建設事務所 企画調査課

TEL 0242-29-5455

FAX 0242-29-5459